

知っておきたいマイナンバー制度 ～概要と問題点

平成28年2月25日

弁理士・弁護士 加藤 光宏



特許法律事務所 樹樹
Patent and Law Firm Juju



〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目9番16号 丸の内YSビル 5F-B
TEL 052-212-8100 / FAX 052-212-8111

自己紹介

略歴

- 昭和63年 3月 京都大学工学部航空工学科卒業
- 昭和63年 4月 川崎重工業株式会社航空宇宙事業本部
- 平成 9年 1月 弁理士登録
- 平成16年 4月 名古屋大学法科大学院入学
- 平成21年12月 弁護士登録、弁理士再登録、特許法律事務所 源 開設
- 平成23年12月 特許法律事務所 樹樹 開設

役職等

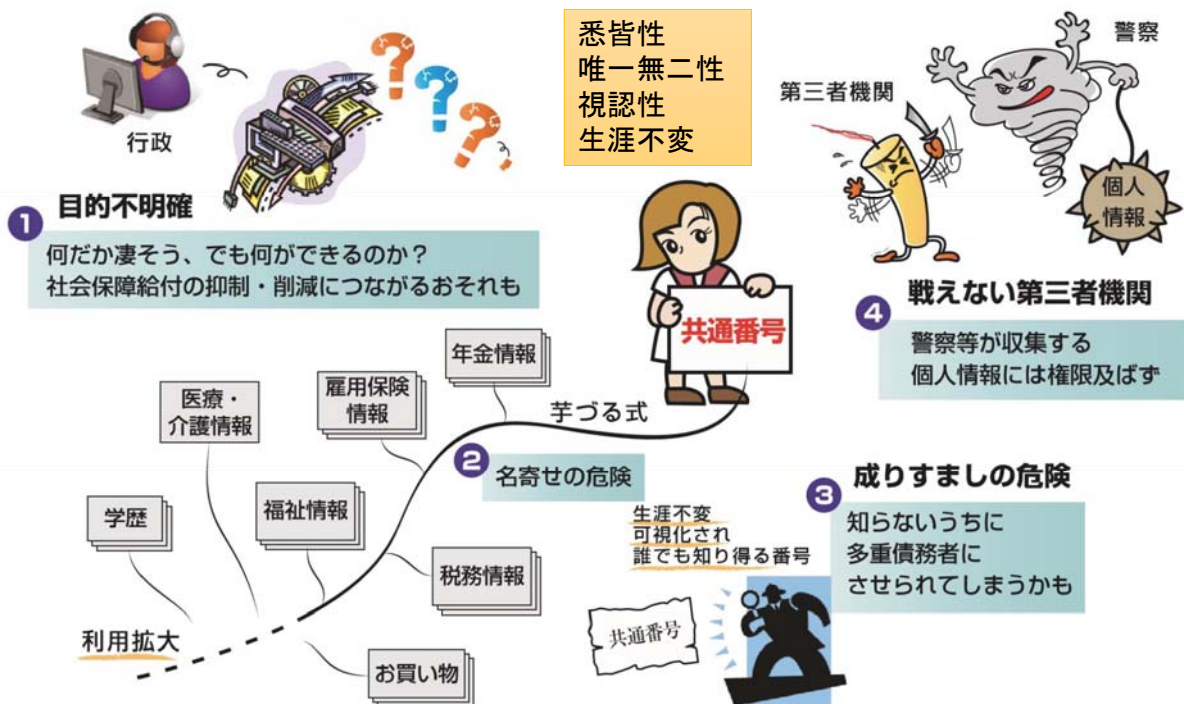
- 日本弁理士会東海支部
 - 知的財産制度推進委員会 委員長(2014年)
 - 東南アジア委員会 副委員長(2014年)
 - 知的財産支援委員会 副委員長(2015年)
 - 副支部長(2016年)
- 愛知県弁護士会 情報問題対策委員会副委員長
- 日弁連 情報問題対策委員会 委員

マイナンバーの現状概観

- ◆ **10月から通知カードの配達・受け取り状況**
「27日時点で、全体の9割に当たる5126万2千通の受け取りが完了。1割の558万通が不在などで受け取られず、市区町村に保管先が移った。」(産経新聞)
- ◆ **通知カードの理解の状況**
「個人番号カード申請書というのが来たんですがこれは役所に持っていけばいいんですか？」(Yahoo!知恵袋の質問)
- ◆ **マイナンバー詐欺の多発**
「マイナンバーを教えるのは犯罪」として、数百万を脅し取る(南関東70代女性 消費者庁10月6日発表)
「マイナンバーが流出した。登録抹消のために現金を振り込め」(新潟県新潟市 新潟県警10月8日発表)
「あなたのマイナンバーが漏れている。取り消し料を払って」(山口県下関市・下松市 山口県警10月7日発表) など
- ◆ **マイナンバー制度への過剰反応**
企業が従業員に対して、「家族のマイナンバーを提供しなければ、扶養から外す」と通知する など
- ◆ **違憲訴訟の提訴**
平成27年12月1日 東京、大阪、仙台、新潟、金沢の5地裁
平成28年3月24日 名古屋、福岡、横浜
- ◆ **あいかわらず多い情報漏洩**
平成27年5月28日 日本年金機構125万件の年金情報流出
平成27年12月6日 日本のカード情報1万人超 闇サイトで取引
平成27年12月14日 堺市個人情報68万件流出
平成27年12月30日 健康保険証情報10万人分流出

番号制度とは

番号法 = 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律



書籍・資料の紹介

- ◆ 番号法の逐条解説
宇賀克也著
有斐閣（本体2900円）



- ◆ Q&A 番号法
水町雅子著
有斐閣（本体1200円）



- ◆ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン
個人情報保護委員会のホームページ
(<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/>)

- ◆ 国税庁FAQ

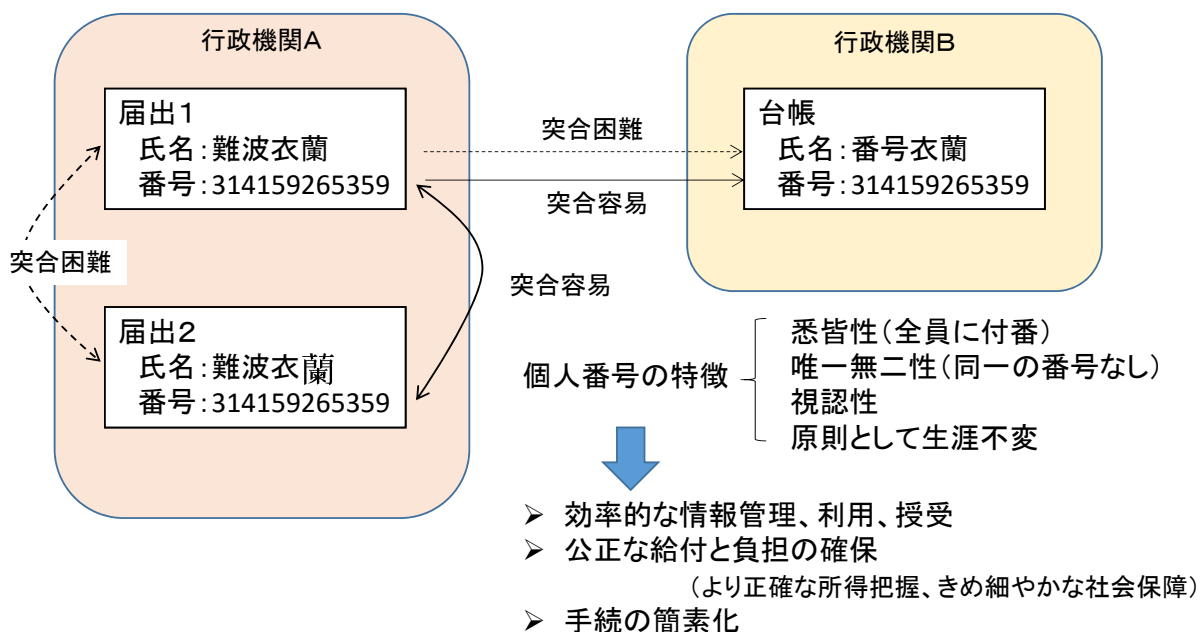
<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/FAQindex.htm>

- ◆ 厚生労働省

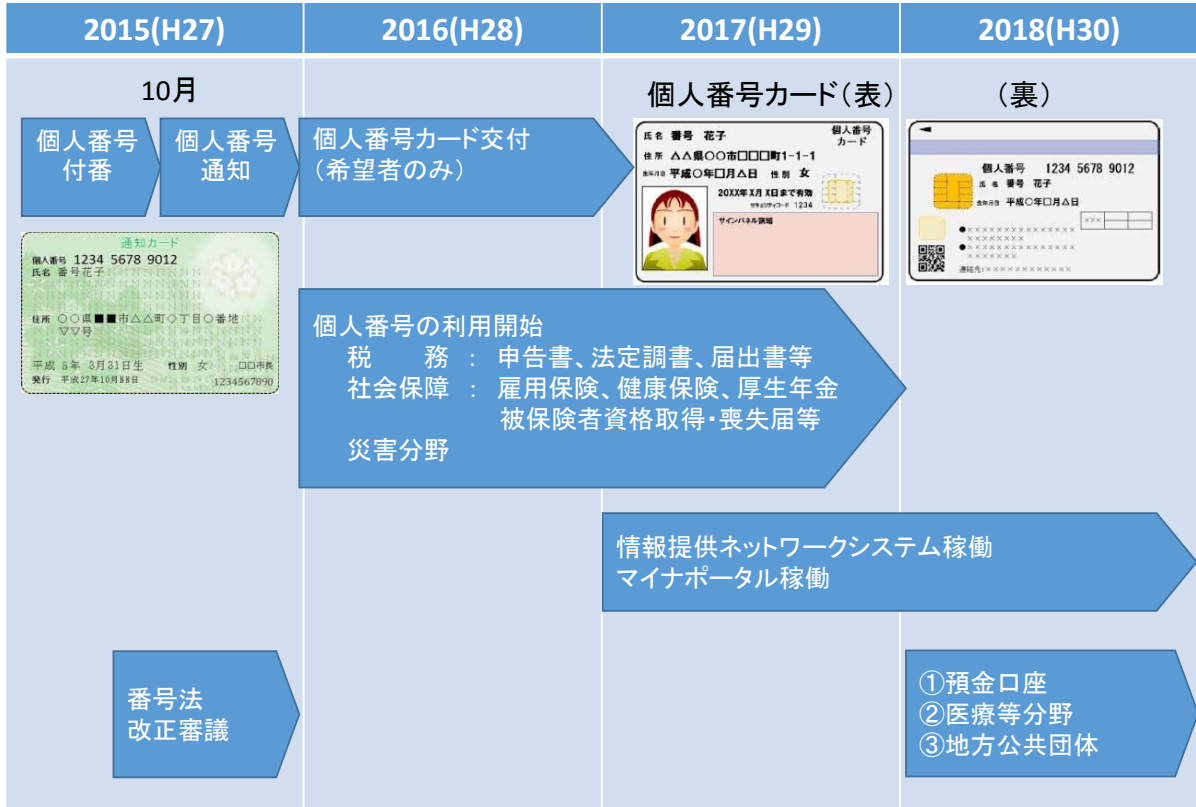
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>

マイナンバー＝「共通」番号

番号法 = 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律



スケジュール



税務関係書類へのマイナンバーの記載及びマイナンバーが記載された申告書等の提出の時期は、以下のとおりです。

番号制度導入後（平成28年1月1日以降）は、申告書・法定調書等の提出に当たり、当該提出者等に係る番号を記載します。

税務関係書類への一般的な場合の番号の記載及び提出時期は以下のとおりです。

		記載対象	番号の記載及び提出時期（一般的な場合）
所得税	(国税)	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	平成28年分の場合 ⇒平成28年分の確定申告期（平成29年2月16日から3月15日まで） （個人住民税及び個人事業税は平成29年3月15日まで）
個人住民税	(地方税)		
個人事業税	(地方税)		
法人税	(国税)	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から	平成28年12月末決算の場合 ⇒平成29年2月28日まで（延長法人は平成29年3月31日まで）
法人住民税	(地方税)		
法人事業税	(地方税)		
法定調書	(国税)	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から（注）	（例）平成28年分特定口座年間取引報告書 ⇒平成29年1月31日まで
支払報告書	(地方税)	平成28年分の支払報告書から	（例）平成28年分給与支払報告書 ⇒平成29年1月31日まで
申請書・届出書	(国税・地方税)	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限

（注）平成28年1月1日前に締結された「税法上告知したものとみなされる取引」に基づき、同日以後に金銭等の支払等が行われるものに係る「番号」の告知及び本人確認については、同日から3年を経過した日以後の最初の金銭等の支払等の時までの間に行うことができます。

社会保障関係書類（事業主提出）への マイナンバーの記載時期は、以下のとおりです。



分野	主な届出書等の内容	施行日
雇用保険	以下の様式に「個人番号」を追加予定 ・雇用保険被保険者資格取得届 ・雇用保険被保険者資格喪失届 等 以下の様式に「法人番号」を追加予定 ・雇用保険適用事業所設置届 等	平成28年1月1日提出分～
健康保険・ 厚生年金保険	以下の様式に「個人番号」を追加予定 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 ・健康保険被扶養者(異動)届 等 以下の様式に「法人番号」を追加予定 ・新規適用届等(※)	平成29年1月1日提出分～ 平成28年1月1日提出分～

- ※ 厚生年金保険・健康保険の新規適用届と事業所関係変更届については、厚生年金保険制度等の改革の一環として、平成27年6月から新たに「会社法人等番号」の記載をしていただくこととしています。この「会社法人等番号」の記載欄は、平成28年1月からはマイナンバー制度により国税庁長官が指定する「法人番号」の記載欄となります。
- 個人番号を取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する必要がある。また、本人から直接書面に記載された個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する必要がある。この場合、複数の利用目的をまとめて明示することは可能であり、雇用保険や健康保険の事務等をまとめて明示していただく等して、なるべく効率的にご対応いただくことを想定。
 - この他、既存の従業員・被扶養者分の個人番号について、平成28年1月以降いずれかの時期に、健康保険組合・ハローワークにご報告のお願いをする予定。
 - 国民健康保険組合については、平成28年1月1日～各種届出書等にマイナンバーを記載することとなります。

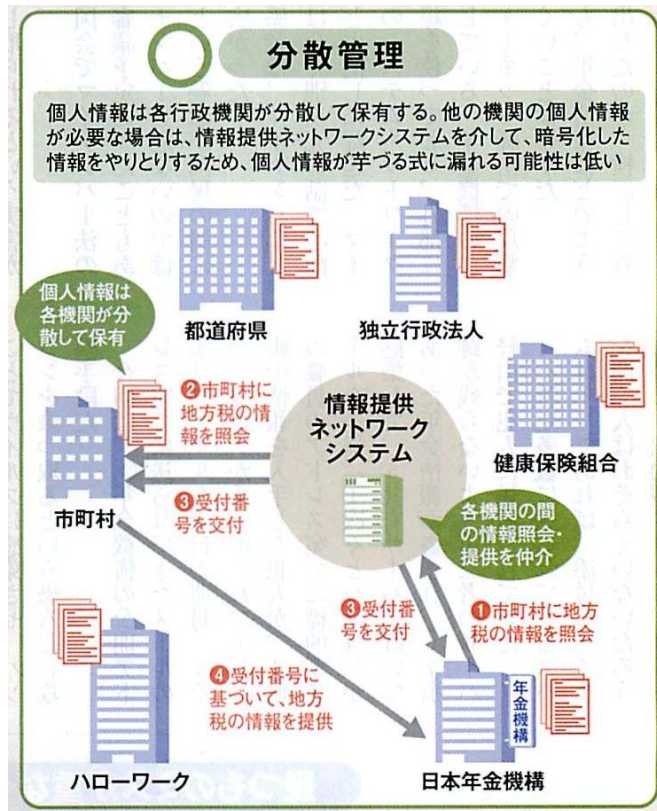
内閣官房作成資料より

個人番号と法人番号

	個人番号	法人番号
桁数	12ケタ	13ケタ
付番の主体	市区町村の長	国税庁長官
付番の対象	住民基本台帳に記載された個人 ・外国人住民も含む ・住民票がない在外日本人は除く	法人等 ・企業年金基金など登記のない法人（法人でない社団、財団も含む） ・法人化していない事務所（民法上の組合）には、法人番号は付番されない
変更	例外的に変更可 漏えいして不正に用いられる恐れがあると認められるとき	変更不可
利用	利用分野、利用事務を制限	利用分野の制限なし （法人番号を用いたデータベース作成なども可能）
提供	制限 （本人への提供も制限されている）	自由な提供可
公表	非公表	国税庁HP等で公表

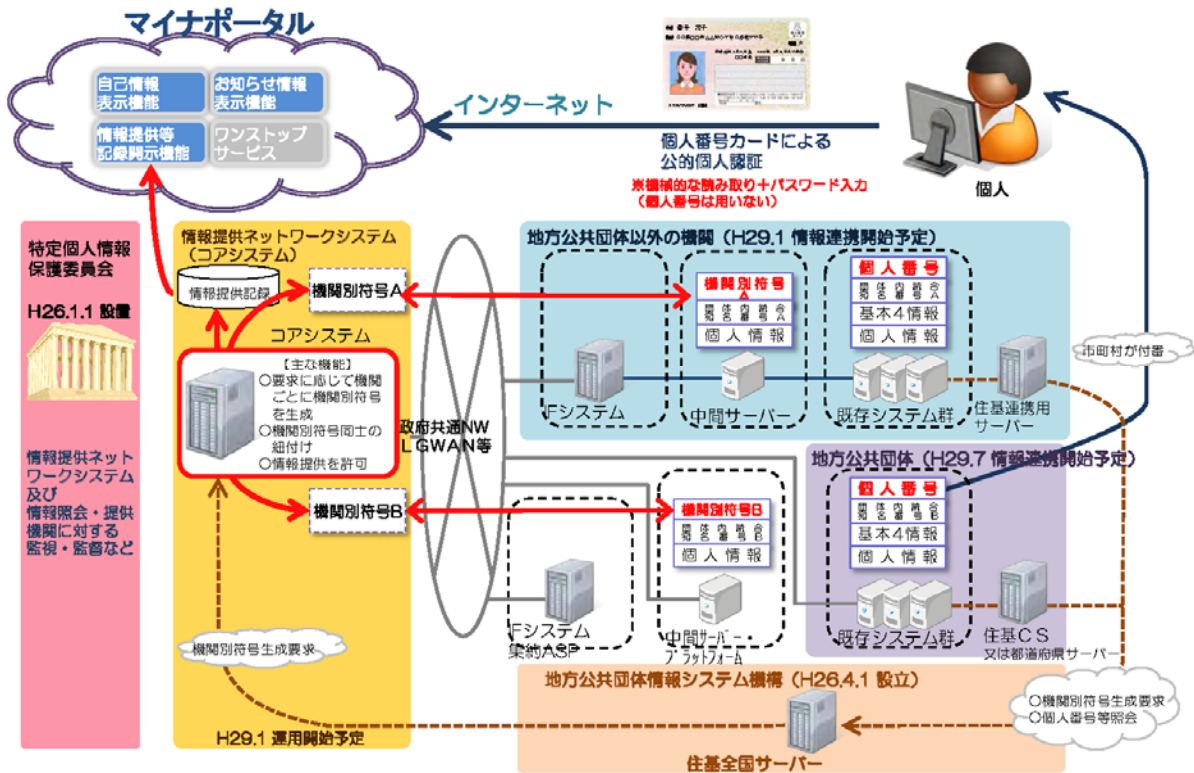
情報の管理・受け渡し

- 個人情報は各行政機関で分散管理
 - 全ての個人情報を単一のデータベースに格納する訳ではない（個人情報の所在は従来通り）
 - パラバラに存在する個人情報を個人番号でつなぐシステム
- 個人情報の授受は情報提供ネットワークシステムを介して行われる
 - 日本年金機構
 - Aさんに対応する符合A（個人番号とは異なる）を用いて照会
 - ↓
 - システムは、個人番号、符合A（日本年金機構向け符合）、符合B（市町村向け符合）の対応表を用いて符合Bに変換
 - ↓
 - 日本年金機構からの照会内容を市町村に伝達
- 個人情報自体は情報提供ネットワークシステムを流れない



週刊ダイヤモンド2015.7.18より引用

マイナンバー制度における情報連携の概要



内閣官房作成資料

マイナポータル

マイナンバー制度の導入に併せて新たに構築する個人ごとのポータルサイトを、マイナちゃんにちなみ「マイナポータル」とすることに決定しました。

マイポータルの機能や、これまでマイガバメントで提供していた官民横断的なワンストップサービスなどを一体的に提供する個人ごとのポータルサイトとして、より親しみを感じられるよう「マイナちゃん」の名前にちなみ「マイナポータル」としました。



マイナポータル

平成29年1月以降
順次サービス開始予定

- | | |
|--|---|
| ①自己情報表示
自治体などが保有する自らの特定個人情報の閲覧 | ②情報提供等記録表示
国や自治体など間の特定個人情報や取りの記録の閲覧 |
| ③お知らせ情報表示
自治体などからの予防接種や年金、介護などの各種のお知らせの受け取り | ④ワンストップサービス
引っ越しなどライフイベントに関する手続きの官民横断的なワンストップ化 |
| ⑤電子私書箱
行政機関や民間事業者などから支払証明書などの各種電子データを受領し活用する仕組み | ⑥電子決済サービス
納税や社会保障などの決済をキャッシュレスで電子的に行うサービス |

ねんきんネット

e-Tax

連携先は今後eL-TAX等に順次拡大する予定

他のサイトとのID連携、データ連携

内閣官房作成資料

マイガバメント(仮称) ※世界最先端IT国家創造宣言
マイポータルを活用し利便性の高いオンラインサービスをPCや携帯端末など多様なチャンネルで利用可能に

マイポータル(仮称) ※マイナンバー法附則に基づく
マイナンバーに係る情報表示や行政サービスを提供

①自己情報表示

行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認する機能

②情報提供等記録表示

自分の特定個人情報をいつ、誰が、なぜ提供されたのかを確認する機能

③プッシュ型サービス

一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能

④ワンストップサービス

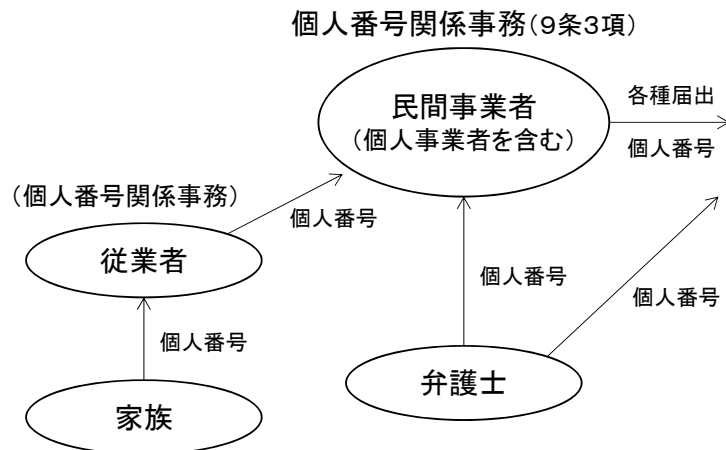
行政機関などへの手続きを一度で済ませる機能

個人番号の利用

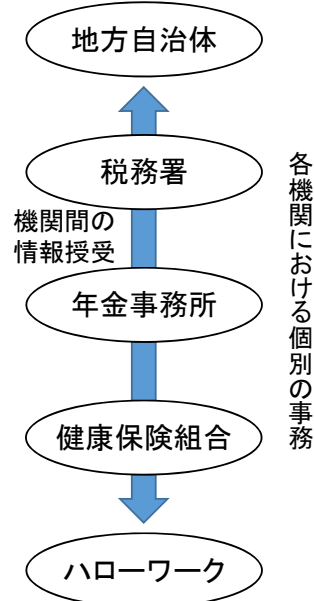
個人番号の利用 = 個人番号を用いた情報処理だけでなく
申請・届出書に個人番号を記載して提出することなどのアナログな処理も含む概念

個人番号利用事務 = 個人番号を利用した個人情報の検索、管理
など(9条1項、2項の範囲に限定される)

個人番号関係事務 = 個人番号利用事務を処理する者に対して
各種の届出等を行うために個人番号を利用



個人番号利用事務
(9条1項、2項)



各機関における個別の事務

機関間の
情報授受

個人情報保護法との関係

個人番号を含む情報(特定個人情報) = 個人情報保護法の適用 + 番号法による規制
(番号法は個人情報保護法の特別法)

個人情報保護法

- ・利用目的を知らせて適正に情報取得(保護法17条、18条)
- ・利用目的に沿った取扱(保護法16条)
- ・第三者提供の制限(保護法23条)

など

番号法でより厳格な規制

- 9条(利用範囲)
- 15条(提供の求めの制限)
- 16条(本人確認)
- 19条(特定個人情報の提供の制限等)
- 20条(収集等の制限)
- 29条3項(個人情報保護法の読替)

など



<死者の取扱いに注意！>

個人番号(2条5項) = 死者の個人番号も含む

個人情報(個人情報保護法等) = 生存する個人に関する情報のみ

↓

特定個人情報(2条8項) = 個人番号等をその内容に含む個人情報(死者は含まず)

個人番号の取得

個人情報保護法

- 利用目的を明示(保護法18条1項)
「源泉徴収票作成事務」
「健康保険・厚生年金保険届出事務」など
(まとめて示しても良い)

一旦取得した番号は、雇用契約が同一である限り、翌年以降も利用可能

対応する規定なし

番号法

- 利用範囲は制限されている(9条)
利用分野 = 税、社会保障、災害対策
利用事務 = 9条、条例に規定した事務

- 個人番号の提供を求めることができる場合は次の2パターン(同15条)

- 1) 同一世帯に属する者の間
- 2) 19条各号に該当する場合
・個人番号利用事務等の実施者に提供する場合(同条2号) など

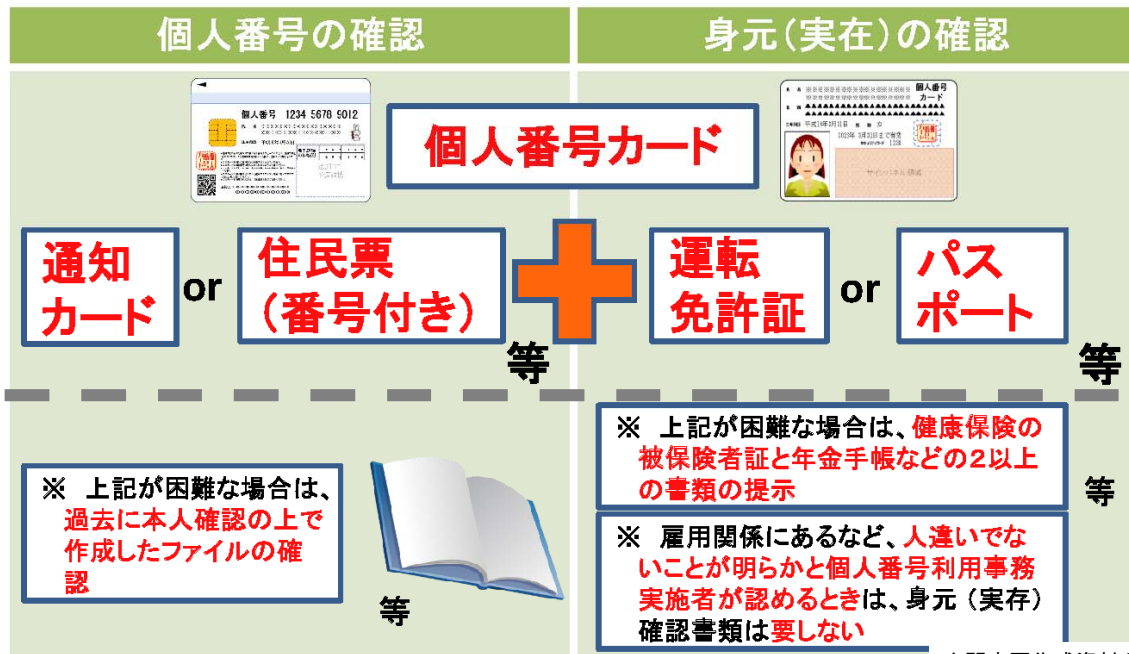
↓

次のような要求は禁止

- ・事業者が従業員の管理等に使いたい(社員番号代わりにしたい)
- ・本人確認のために個人番号を見せて欲しい
- ・内定者、人材派遣会社への登録者は？

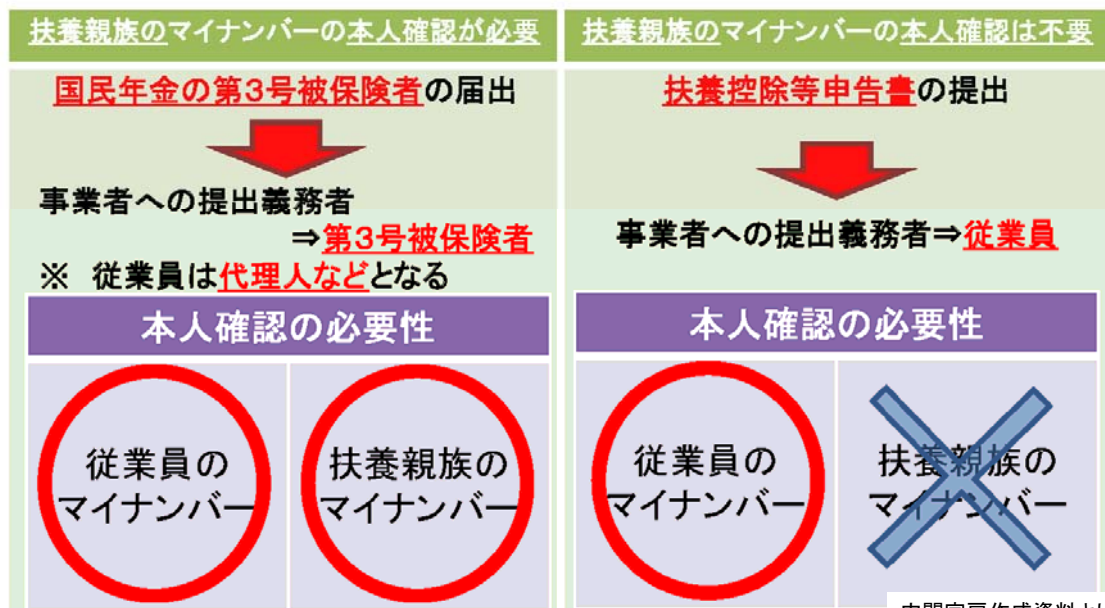
- 本人確認が必要(同16条)

マイナンバー取得の際の本人確認では、
番号確認と身元確認を行います。



内閣官房作成資料より

従業員から扶養親族のマイナンバーを取得する場合、民間事業者が扶養親族の本人確認を実施する必要がある場合があります。



内閣官房作成資料より

個人番号の目的外利用

個人情報保護法

番号法

- 一定範囲であれば本人への通知により利用目的を変更することは可能(保護法15条2項、18条3項)
 - 「源泉徴収票作成事務」
 - ↓(雇用契約が同一)
 - 「健康保険・厚生年金保険届出事務」
- 本人の同意があれば目的外利用が可能(保護法16条1項)
- 事業承継に伴って取得した個人情報も本人の同意があれば目的外利用が可能(保護法16条2項)

いずれの場合も、本人の同意を得ても目的外利用禁止(29条3項)

例外的に目的外利用が認められる場合

- 激甚災害のとき(29条3項の読み替えによる保護法16条3項1号)
- 人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があるか又は本人の同意を得ることが困難であるとき(29条3項の読み替えによる保護法16条3項2号)

個人番号の提供

個人情報保護法



番号法

- 本人の同意があれば個人データの第三者提供可能(保護法23条1項)
- オプトアウト方式を許容(同2項)
- 個人データの共同利用を許容(同4項3号) など
- 個人情報保護法23条を適用除外(29条3項)
- 19条で改めて特定個人情報(個人番号を含む情報)の提供を規制(主なものは下表の通り)

個人番号利用事務実施者からの提供(1号)	市町村長が住民税を聴取するために事業者に対して、従業員の個人番号とともに税額を通知するとき など
個人番号関係事務実施者からの提供(2号)	事業者が源泉徴収票(個人番号記載)を作成し、税務署への提出、本人への交付をするとき など
本人または代理人から個人番号利用事務実施者、個人番号関係事務実施者への提供(3号)	従業員が事業者に対して、自己および扶養親族の個人番号を提出するとき など
委託、合併による提供(5号)	甲社が乙社を合併するに当たり、乙社が、従業員の個人番号を含む給与情報などを甲社に提供するとき など
訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査等(12号)	

- 同一法人内で異なる部署(社内の配属替えなど)への特定個人情報の移動は提供に当たらない
- × 系列会社への出向に伴う会社間での特定個人情報の移動は禁止(19条の「提供」に当たる)
- × 系列会社間で、個人番号を含む情報のデータベースを共有することは不可(アクセス制限があれば可)

個人番号の収集・保管

個人情報保護法

➤ 個人情報の収集・保管行為自体には規制なし

番号法

収集・保管

- 他人の個人番号を含む特定個人情報の収集・保管を規制(20条)
(収集・保管できるのは、19条各号に該当する場合のみ(提供規制と同じ))
- 源泉徴収票作成のために従業員等から個人番号の提供を受け、当該事務を終了した後も、保管する
- 休職している従業員の特定個人情報を従前通り保管する(雇用関係は継続)
- × 個人番号関係事務以外の目的で他人の個人番号をノートにメモする
- × 本人確認として、他人の個人番号をメモしたり、個人番号カードをコピー等する
- × 誤って個人番号が記載された住民票を受け取った場合に、そのまま保持する

廃棄

- 特定個人情報の保管は規制されている(20条)
→ 同規制により保管が認められなくなったら特定個人情報は廃棄しなくてはならない
- 扶養控除等申告書の提出は終了したが、税法上の保存期間(7年)を経過していないので、そのまま保管する
- × 扶養控除等申告書を保存期間を経過しても保管する
- 扶養控除等申告書を保存期間を経過したが、個人番号の部分だけ、マスキングまたは削除した状態で保管する

個人番号の管理

事業者は、個人番号の漏えい等の防止のための安全管理措置を講じなくてはならない(12条)
(死者の個人番号も含む)

個人番号を取り扱う事務の
範囲の明確化

特定個人情報等の範囲の明確化
(個人番号と関連付けて管理される
個人情報には何があるか?)

事務取扱担当者の明確化

基本方針、取扱規程等の策定

A 組織的安全管理措置

- ・ 組織体制の整備(責任者の設置、責任の明確化)
- ・ 取扱規程等に基づく運用(ログ、利用実績の記録)
- ・ 取扱状況を確認する手段の整備
- ・ 情報漏えい等に対応する体制の整備
- ・ 取扱状況の把握および安全管理措置の見直し

B 人的安全管理措置

- ・ 事務取扱担当者の監督
- ・ 事務取扱担当者の教育

C 物理的安全管理措置

- ・ 特定個人情報等を取り扱う区域の管理
- ・ 機器及び電子媒体等の盗難等の防止
- ・ 電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止
- ・ 個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄

D 技術的安全管理措置

- ・ アクセス制御(アクセスできる情報の範囲の制御など)
- ・ アクセス者の識別と認証(ユーザID、パスワード等)
- ・ 外部からの不正アクセス等の防止(ファイアウォール等)
- ・ 情報漏えい等の防止(データの暗号化、パスワード)

業者への委託

個人番号利用事務等を業者等に委託することは禁止されていない(10条、11条)
ただし、業者任せで良いという訳ではない

➤ 委託者は、「必要かつ適切な監督」
責任を負う(11条)

< 必要かつ適切な監督とは? >

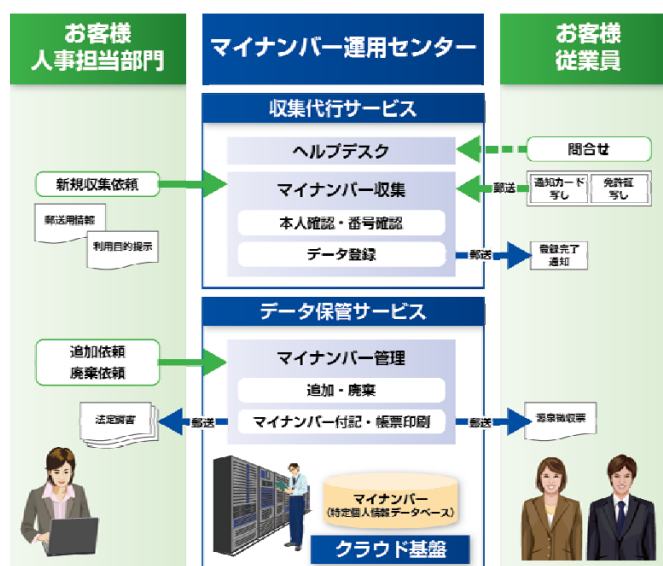
① 委託先の適切な選択
委託先が番号法上の安全管理措置を
講じているかの確認 など

② 委託契約の締結
番号法に沿った取扱規程を盛り込む

③ 委託先における特定個人情報の取扱
状況の把握
実地の調査を行うことができる規程を
盛り込むなど

➤ 再委託には委託元の承諾が必要
(10条)

事務を委託した業者が、勝手に第三者
に再委託することはできない



NECウェブサイト <http://jpn.nec.com/mynumber/solution/bpo.html> より

マイナンバー関連実務

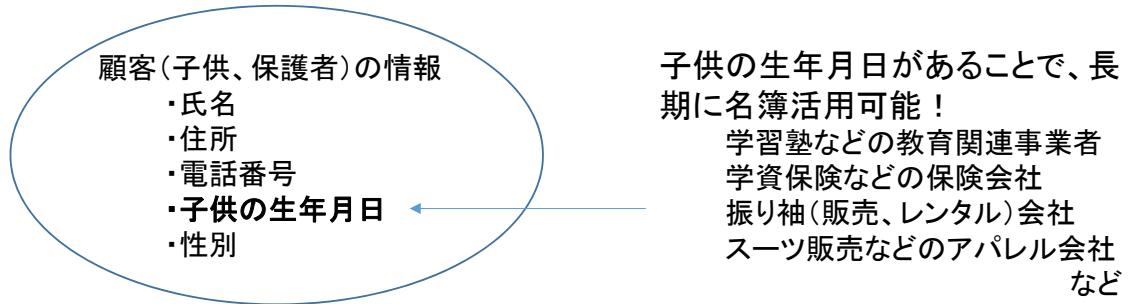
疑問が生じたら、日弁連が弁護士向けのQ&A(現在準備中)等で情報確認

- ◆ マイナンバーの提供、本人確認
 - ✓ 従業員、顧客、通話者他の外注業者からの提供
 - ✓ 弁護士自身のマイナンバーの提供
 - ✓ マイナンバーの提供を拒まれたとき
- ◆ 訴訟手続
 - ✓ マイナンバーの記載された書類の裁判所への提出
 - ✓ 破産申立や破産管財事件での取扱
 - ✓ 成年後見における取扱
- ◆ マイナンバーの管理、廃棄

マイナンバーのリスク

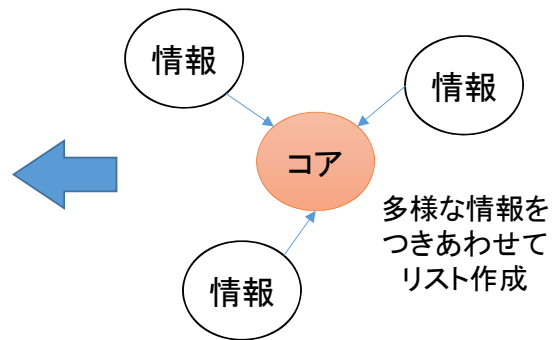
◆ 情報漏えい、なりすましかけとは限らない。個人情報の価値にも要注意。

2014年7月 ベネッセ個人情報漏洩事件



名簿屋で販売されているリストの例

- 小学校6年生のデータ
- 18歳女性のデータ
- 投資目的のマンション購入者リスト
- 通信販売購入者リスト
- ギャンブル愛好家
- など



マイナンバーの真のリスク

住基カードの普及率は約5%



マイナンバーの利用拡大を図りたい(国民監視)



マイナンバーの利用範囲は法律で制限されている

個人番号カードを普及させる

誤解による取得

- ・通知カードと申請書一体化
- ・申請書を送付しなくてはならないかのような説明

一括申請

- ・国家公務員身分証として利用
- ・社員証、学生証としての利用の呼びかけ

利便性アピール

- ・住民票等のコンビニ交付
- ・運転免許証、健康保険証等との一体化(ワンカード化)
- ・カード所持者限定のサービス(マイナポータル、消費税還付議論)



個人番号カードを所持するのが当たり前の社会を実現



マイナンバーの利用範囲拡大

マイナンバー制度利活用推進ロードマップ(案)

マイナンバー制度利活用推進ロードマップ(案)

資料6

